

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置	
根拠条例・規則名		消防法	
条 項		第 5 条 第 1 項	
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話：048-833-7038)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定</p> <p>根拠条項(消防法第5条第1項)の規定上明らかであるため。</p> <p>また、基準の認定に当たっては、事案ごとに具体的な火災発生の危険性又は支障の存在について判断しなければならないため、処分基準を設定することが困難である。</p>	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定	平成 年 月 日最終改正
備 考			